

佐井村 地震ハザードマップ

佐井村地震ハザードマップは、「青森県地震・津波被害想定調査（平成26年3月）」により想定された太平洋側海溝型地震をもとに、想定震度を色分けした「揺れやすさマップ」及び、建物の全壊率を色分けした「危険度マップ」を作成したものです。各地域における建物の耐震化の検討に役立てましょう。

緊急時の連絡先

施設名	連絡先
佐井村役場	0175-38-2111
佐井村消防センター	0175-38-2266
佐井地区歯科診療所	0175-38-2261
福浦八き地診療所	0175-38-5317
牛滝八き地診療所	0175-38-5010
大間警察署	0175-37-2211
佐井駐在所	0175-38-2218

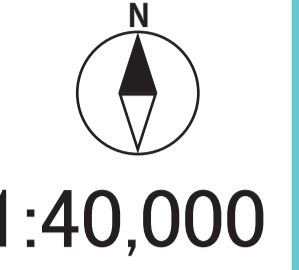
わが家の防災メモ

緊急連絡先				
緊急連絡先				
家族の集合場所				
我が家の避難場所				
家族の名前	生年月日	血液型	会社・学校の電話番号	携帯電話番号

令和2年2月

揺れやすさマップ

「揺れやすさマップ」とは、青森県内で想定される太平洋側海溝型地震（モーメントマグニチュード9.0）が発生した場合に、地域の地盤の状況と、そこで起こりうる地震の両面から地域の地表の揺れやすさを震度として評価し、50mメッシュで表現したものです。なお、震源の位置や地震の規模が異なれば、地域の地表の揺れはマップに示した震度よりも強くなったり弱くなったりすることがあります。このマップの作成方法は、平成17年3月に内閣府が策定した「地震防災マップ作成技術資料」に基づいています。



指定避難所・指定緊急避難場所一覧

番号	施設名	住所
1	ゆうなぎの里（駐車場）	字原田55-2
2	原田地区生活改善センター	字中道83-40
3	佐井中学校（校庭）	字中道78-12
4	長福寺	字古佐井112-1
5	常信寺	字古佐100-1
6	発信寺	字古佐井25-1
7	法性寺	字古佐井30
8	保育所	字古佐井川目4
9	農業研修センター	字古佐井川目2-7
10	児童交流センター	字古佐井川目14-77
11	八幡宮	字八幡堂37
12	佐井小学校（校庭）	字藤森103-3
13	高齢者生活福祉センター	字大佐井川目39-12
14	振興センター（役場内）	字藤森20
15	矢越地区生活改善センター	字藤森130-2
16	川目地区生活改善センター	字大佐井川目125-2
17	旧磯谷小中学校（校庭）	字磯谷10-2
18	磯谷防災公園	字磯谷111-4
19	長後地区生活改善センター	字長後川22
20	旧長後小中学校校庭	字長後川22
21	歌舞伎の館	字福浦川目70-1
22	旧福浦小中学校（校庭）	字福浦川目69
23	牛滝地区交流促進センター	字牛滝川目100-1
24	牛滝小中学校（校庭）	字牛滝川目21-1

● 指定緊急避難場所（指定避難所兼用） ● 指定避難所
 指定緊急避難場所・・・災害を避けるため緊急に避難する場所
 指定避難所・・・避難生活を送る場所

地震が起きた時取るべき行動

地震発生時には、あわてず、まず身の安全を確認しましょう。また、海岸付近で強い揺れを感じた場合は、すぐに津波が来襲することがありますので、津波警報や津波注意報の発表を待たず、ただちに高台などに避難してください。

地震発生 命を守る

- 「頭を守る」「大きな家具から離れる」「丈夫な机の下に隠れる」など、落ちてくるものを避ける。
- ドアや窓を開けて、逃げ道を確認する。

1～5分 家族を守る

揺れが収まってから行動

- 家族の安全を確認。
- 火の元を確認・初期消火。
- 足をケガしないように靴を履く。
- 必需品を手元に用意する。
- 余震に注意。
- 電気のブレーカーを切る・ガスの元栓を閉める。
- 家屋倒壊などのおそれがあれば避難する。

沿岸部は津波の恐れがあるので高台などに避難

土砂災害の危険が予測される地域はすぐ避難

5～10分 地域を守る

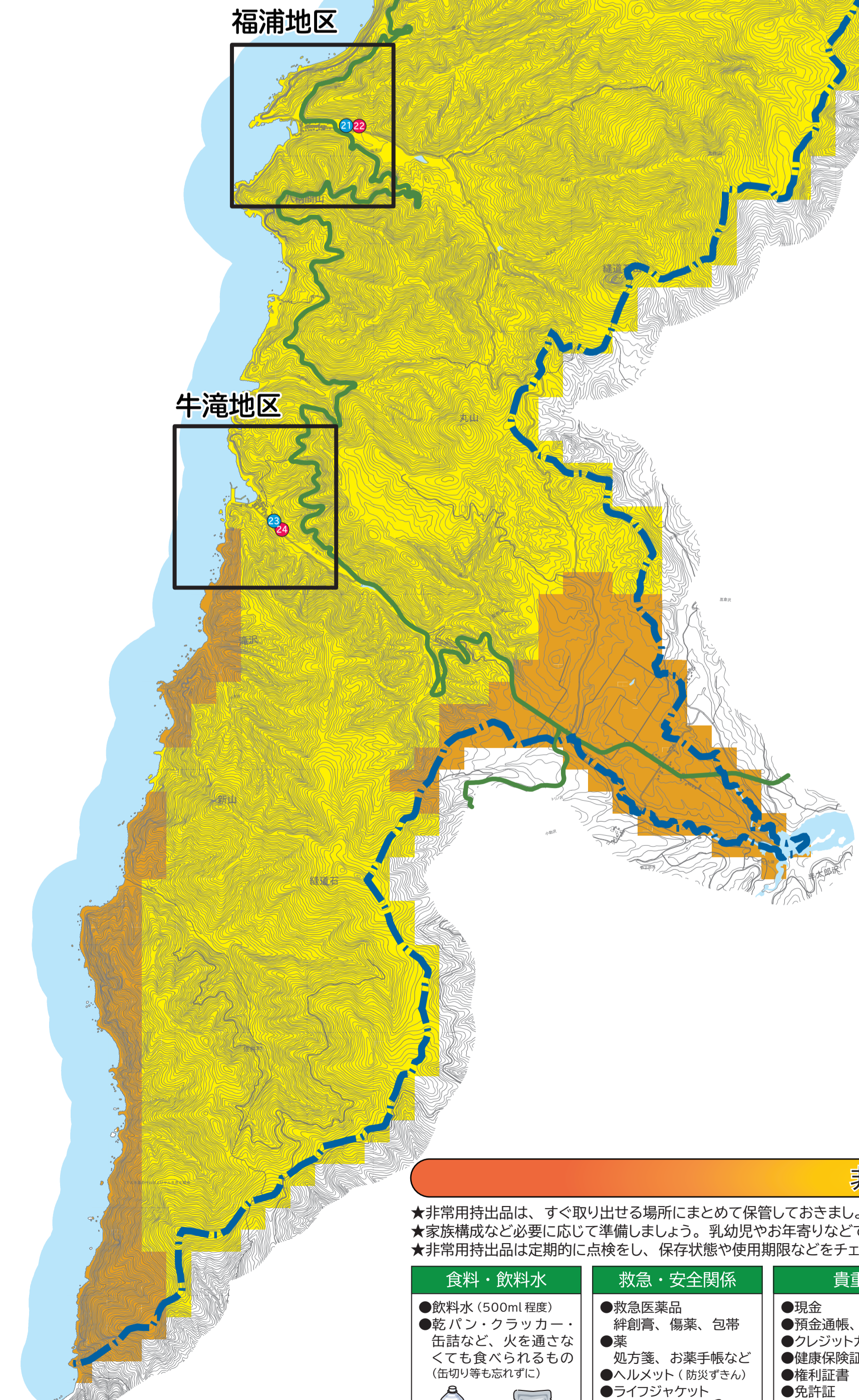
- 隣近所の安全を確認。
- 避難行動要支援者等の支援。
- 携帯電話・スマートフォン等で情報を確認。

10分～数時間後 助け合いの心で避難生活

- 協力して消火・救出活動。
- 水・食料は備蓄でまかなう。
- 災害情報、被害情報の収集。
- 壊れた家には入らない。
- 引き続き余震に注意。
- 避難所では集団生活のルールを守る。

福浦地区

牛滝地区



凡例

記号	名称
1	指定避難所
1	指定緊急避難場所（指定避難所兼用）
—	第2次緊急輸送道路
—	市町村界

震度の色と揺れの状況

震度6弱

立っていることが困難になる。

屋内の状況

- 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。
- ドアが開かなくなることがある。

屋外の状況

- 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
- 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがあり、倒れるものもある。

震度5強

物につかまらないうと歩くことが難しい。

屋内の状況

- テレビが台から落ちることがある。
- 固定していない家具が倒れることがある。

屋外の状況

- 補強されていないブロック塀が崩れることがある。
- 窓ガラスが割れて落ちることがある。
- 据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。

震度5弱

大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。

屋内の状況

- 棚にある食器類や書棚の本などが落ちることがある。
- 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものには倒れることがある。

屋外の状況

- 電線が大きく揺れる。
- 自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。

災害用伝言ダイヤル171

災害発生時に被災地の方へ連絡・安否確認

家族間や知人間などの、安否の確認・連絡に活用できます。ご利用にあたっての事前契約等は、一切不要です。

録音方法

- 171 をダイヤル
- 1 を押す
- 自分の電話番号（市外局番から）
XXXX-XXXX-XXXX
- 伝言を入れる（1メッセージ当たり30秒以内）

再生方法

- 171 をダイヤル
- 2 を押す
- 相手の電話番号（市外局番から）
XXXX-XXXX-XXXX
- 伝言を聞く

※ 利用可能な電話は加入電話、公衆電話、ダイヤル以外のINS ネット及びひかり電話、災害時用公衆電話になります。
 ※ 携帯電話のご利用に関して（一部の通信事業者を除く）詳しくはお客様がご契約されている通信事業者へご確認をお願いします。
 ※ 録音された伝言は被災地の方の電話番号を知っている人すべての人が聞くことができます。
 ※ 暗証番号（任意の数字4桁）により、他人に聞かれない伝言など特定の方々の間での伝言録音・再生もできます。

非常用持出品

- ★非常用持出品は、すぐ取り出せる場所にまとめて保管しておきましょう。
- ★家族構成など必要に応じて準備しましょう。乳幼児やお年寄りなどで特に必要なものがあれば付け加えておきましょう。
- ★非常用持出品は定期的な点検をし、保存状態や使用期限などをチェックして、必要に応じて新しいものに交換しておきましょう。

食料・飲料水	救急・安全関係	貴重品	日用品	衣類など	その他
<ul style="list-style-type: none"> ●飲料水（500ml程度） ●乾パン・クラッカー ●缶詰 ●缶詰など、火を通さなくても食べられるもの（缶切り等も忘れず！） 	<ul style="list-style-type: none"> ●救急医薬品 ●絆創膏、傷薬、包帯 ●薬 ●処方箋、お薬手帳など ●ヘルメット（防災ずきん） ●ライフジャケット 	<ul style="list-style-type: none"> ●現金 ●預金通帳、印鑑 ●クレジットカード類 ●健康保険証 ●権利証書 ●免許証 	<ul style="list-style-type: none"> ●携帯電話・スマートフォン ●ティッシュペーパー ●ポリ袋（ビニール袋） ●ナイフ、缶切り ●懐中電灯、電池 ●懐中電灯、電池 ●携帯ラジオ ●筆記用具 ●ライター 	<ul style="list-style-type: none"> ●衣類 ●下着、上着 ●手袋、革手 ●スリッパ ●タオル ●毛布 ●長靴 	<ul style="list-style-type: none"> ●洗面用具 ●歯ブラシ、石鹸 ●哺乳瓶 ●紙おむつ ●生理用品 ●メガネ ●ロープ

国土地理院長承認（使用）R1JHs1036